



広報

# つくばみらい

“火災のないまち”を願う

～市消防出初式～



「平成21年つくばみらい市消防出初式」が1月11日、市総合運動公園で行われ、消防署員および消防団員が火災などの災害に立ち向かう意志を新たにしました。

消防団は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している市の消防機関の一つで、日ごろから訓練を行い、消火活動、応急手当の普及や住宅への防火指導など、消防署員の右腕となって市の消防力・防災力向上の役割を担っています。

## ●主な内容

- ・コンビニ収納を開始します .....p. 2
- ・主な税制改正について .....p. 3～4
- ・市奨学生、高等学校奨学生募集 .....p. 5
- ・国民年金保険料納付が困難な方へ .....p. 8

2

平成21年 如月

No.35

2月1日現在人口・世帯数（前月比）

総人口43,735人（+34） 男21,922人（+17） 女21,813人（+17）・世帯数15,191世帯（+22）

# 平成21年度から市税などがコンビニ・ゆうちょ銀行・郵便局でも納付できます！

いつでも どこでも お気軽に！

平成21年4月以降に発行される市税などの納付書が、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行（郵便局）窓口でも取り扱うことができるようになります。これに伴って納付書の様式が変更（税↓ブック式（綴込み）から単票になるなど）になりますので、取り扱いにご注意ください。

## ●コンビニからの納付

バーコードが印字された納付書で納付でき、手数料はかかりません。

### ■ご注意ください

- ①納付書1枚につき30万円を超える場合は納付できません。（バーコードの印字がありません）
- ②納期限を過ぎた納付書はお取り扱いできません。

※ただし上水・下水道料金は、納期限を過ぎたものでも納付できます。

## ■利用できるコンビニエンスストア（50音順）

- エーエム・ピーエム
- エブリワン
- MMK設置店
- くらしハウス
- ココストア
- コミュニティ・ストア
- サークルK

## ●ゆうちょ銀行・郵便局窓口からの納付

関東各都県および山梨県内のゆうちょ銀行・郵便局の窓口で納付することができます。

※納期限を過ぎたものはお取り扱いできません。

## ★市税などの種類別納付方法★

| 納付書種類             | ●市税<br>・市県民税<br>・固定資産税<br>・軽自動車税<br>・国民健康保険税 | ●水道料金 | ●下水道使用料金<br>・公共下水道（※取手地方広域下水道組合を除く）<br>・農業集落排水<br>・コミュニティプラント | ●介護保険料<br>普通徴収分（年金天引きではなく納付書でお支払いの方） | ●後期高齢者医療保険料普通徴収分（年金天引きではなく納付書でお支払いの方） |
|-------------------|----------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 納付場所              |                                              |       |                                                               |                                      |                                       |
| ・市役所窓口            |                                              |       |                                                               |                                      |                                       |
| ・指定金融機関（※1）       | ○                                            | ○     | ○                                                             | ○                                    | ○                                     |
| ・ゆうちょ銀行<br>・郵便局窓口 | ○                                            | ○     | ○                                                             | ○                                    | ○                                     |
| ・コンビニエンスストア       | ○                                            | ○     | ○                                                             | ×                                    | ×                                     |

※1 指定金融機関・・・常陽銀行、関東つくば銀行、茨城みなみ農協、茨城県信用組合、茨城銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫

## ●指定金融機関・市役所窓口からの納付

納付場所・納付方法は今までどおりですが、納付書がブック

式から単票に変更になっていますので、納期を確認し、紛失や二重納付にご注意ください。

※納期限を過ぎたものでも納付できます。

## 市税などの納付は口座振替が便利です

市税などの納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、自動的に納期限日にご指定口座から税金などが引落しされるので、出かける手間が省け、納め忘れの心配もありません。

### ●申し込み方法

「口座振替依頼書」に必要な事項をご記入の上、指定の金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局窓口へ直接お申し込みください。

「口座振替依頼書」は市内の金融機関・郵便局に置いてあるほか、市税納税通知書（軽自動車税を除く）の中に添付してあります。

### ●申し込みに必要なもの

- ・預貯金通帳
- ・届出印
- ・口座振替依頼書

### ●口座振替口座の変更・解約

▼変更：新たに指定する金融機関などへ「口座振替依頼書」を提出してください。

▼解約：現在口座振替している金融機関などへ「口座振替依頼書・解約届」を提出してください。

※預貯金残高不足などにより振

# 平成21年度から改正される個人住民税の主な内容

## ①市・県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）が始まります

公的年金受給者の納税の利便性向上と徴収事務の効率化を図る観点から、現在、納付書や口座振替でお支払いいただいている市・県民税が、平成21年10月以降に支払われる公的年金から天引き（特別徴収）されることになります。

### ○対象者

市・県民税の納税義務者であって、前年中に公的年金などの支払を受けた方のうち、当該年度の初日（4月1日）に老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。

ただし、次に該当される方は対象となりません。

- ① 老齢基礎年金などの年額が18万円未満の方
- ② 当該市町村の行う介護保険の特別徴収被保険者でない方
- ③ 当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの給付額の年額を超える方

○対象となる公的年金 老齢基礎年金など（老齢または退職を支給事由とする老齢等年金給付）

○徴収する税額 公的年金などのみに係る所得に対する所得割額および均等割額

※給与所得など公的年金以外の所得に係る税額は、別途に個別納付または給与天引きで徴収されます。

### ○徴収方法

#### 《 平成21年度または新たに特別徴収の対象となる方 》

(1)年度前半においては、年税額の4分の1ずつを6月・8月に納付書や口座振替などご自分でお支払いいただく普通徴収となります。

(2)年度後半の10月・12月・2月の年金支払い時においては、年税額の6分の1ずつが年金から天引き（特別徴収）となります。

|     | 普通徴収(自分で納付)  |    | 特別徴収(年金から天引き)  |     |    |
|-----|--------------|----|----------------|-----|----|
| 徴収月 | 6月           | 8月 | 10月            | 12月 | 2月 |
| 税 額 | 年税額の1/4ずつを納付 |    | 年税額の1/6ずつを特別徴収 |     |    |

#### 《 前年度も特別徴収だった方（平成22年度～） 》

(1)上半期（4月・6月・8月）の年金支払い時においては、前年度の下半期（前年の10月から翌年の3月）に特別徴収した額の3分の1ずつが仮徴収（年金から天引き）されます。

(2)下半期（10月・12月・2月）の年金支払い時においては、確定した当該年度の年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを、本徴収（天引き）します。

|     | 特別徴収(年金から天引き)            |    |    |                            |     |    |
|-----|--------------------------|----|----|----------------------------|-----|----|
|     | 仮徴収                      |    |    | 本徴収                        |     |    |
| 徴収月 | 4月                       | 6月 | 8月 | 10月                        | 12月 | 2月 |
| 税 額 | 前年度の下半期に徴収した額の1/3ずつを特別徴収 |    |    | 年税額から仮徴収額を控除した額の1/3ずつを特別徴収 |     |    |

ご自分のライフスタイルに合った納付方法をご利用になって、期限内納付にご協力をお願いします。

替不能となった場合、その分を再度振替はできませんので、ご注意ください。

問い合わせ先

☎ 58・2111(代)

○市税の納付について

伊奈庁舎税務課・収納対策室  
(内線1141・1114)

○水道料について

水道課(水道事業所内)  
(内線9173・9174)

○下水道使用料について

下水道課(小絹水処理センター内)  
(内線9233・9234)

○介護保険料について

伊奈庁舎介護福祉課  
(内線1173)

○後期高齢者医療保険料について  
伊奈庁舎国保年金課  
(内線1183)

## ② 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

### 申告が必要です！

税源移譲に伴う所得税額の減少により、住宅ローン控除額が税源移譲前よりも減ってしまう場合があります。

平成11年度から18年度末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、3月16日(月)までに、平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

### ◆申告書の提出方法

#### ①所得税の確定申告をしない場合

源泉徴収票（原本）を添付して、市で行う申告会場で申告してください。

#### ②所得税の確定申告をする場合

所得税の確定申告書とともに税務署または市で行う申告会場で申告してください。



## ③ 個人住民税における寄附金税制の拡充

これまで市県民税の控除の対象となったのは、都道府県・市区町村への寄附金、住所地の共同募金会もしくは日本赤十字社支部への寄附金でした。これらに加え、平成21年度からは、茨城県と市が、それぞれ条例で指定した法人などへの寄附金も控除の対象となりました。

また、現行の控除方式は所得控除方式ですが、改正後は税額控除方式になり、適用限度額も10万円から5,000円へ大きく引き下げられました。

### ◆寄附金控除の適用

平成20年1月1日以後に行われた寄附から適用されます。

### ◆寄附金控除の手続き

寄附金税額控除の対象となる法人などからの受領書を添付して、確定申告または市民税・県民税申告をしてください。

### ◎寄附金控除の計算方法

#### ①地方公共団体への寄附金に対する控除額

次のAとBの合計額を税額控除

A（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×10%

B（地方公共団体に対する寄附金－5,000円）×（90%－所得税の税率）

※Bの額は、個人住民税所得割額の10%が上限になります。

#### ②茨城県や市が条例で指定した法人などへの寄附金に対する控除額

- ・市が指定した対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に6%を乗じた額を市民税から税額控除
  - ・茨城県が指定した対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に4%を乗じた額を県民税から税額控除
- ※控除対象となる寄附金（都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附との合計額）の限度額は、総所得金額などの30%です。

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課

☎ 58-2111

（内線1132～1134）

## 募集 放課後子ども教室協力者

市では、平成21年度より、市立板橋小学校、市立小絹小学校、市立谷原小学校、県立伊奈養護学校をモデル校として「放課後子ども教室」を開設します。

この「放課後子ども教室」は、放課後にさまざまな体験活動を通じて、子どもたちの社会性や自主性、創造性を養うとともに、豊かな心やたくましさなどをはぐくむことを目的としています。

「放課後子ども教室」の開設に伴い、その運営をお手伝いくださる方を募集します。

▼内容Ⅱ子どもたちと一緒に活動し、子どもたちの安全管理する活動・児童クラブ指導への協力

▼場所Ⅱ市内（主に板橋小学校、小絹小学校、谷原小学校、伊奈保健センター）

※活動目・活動時間などの詳細は、各学校と調整のうえ決定します。

▼登録方法Ⅱ生涯学習課、伊奈公民館、谷和原公民館、小絹コミュニティセンターに備え付け申込用紙を提出または、氏名・性別・住所・電話・年齢・学校名（学生の場合）を明記の上、はがき・ファックス・Eメールで申し込んでください。

※追って必要な書類を送付します。

### 問 谷和原庁舎生涯学習課

☎ 58-2111（内線8212）

FAX 52-6025

Eメール=Syougai-g01@city.tsukubamirai.lg.jp

# 募集

## 平成21年度 奨学生 高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基づき、  
経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成21年度  
奨学生を次のとおり募集します。

### ○奨学生の種類○

- A** つくばみらい市奨学生  
**B** つくばみらい市高等学校  
奨学生

※**A**、**B** いずれの記載のないものは、共通の事項です。

### 1 申請資格

- A**
- (1) 本市市民の被扶養者
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく専修学校（専門課程）・短期大学・大学に進学または在学する方
  - (3) 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
  - (4) 確実な連帯保証人を付することができる方（※1）
  - (5) 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方（※2）
- B**
- (1) 本市市民の被扶養者
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方
  - (3) 確実な連帯保証人を付すること

### 2 募集人員、貸与月額および貸与期間

左表のとおりです。

| 区分   | A                     | B              |
|------|-----------------------|----------------|
|      | 専修学校<br>短期大学          | 高等学校<br>高等専門学校 |
| 募集人員 | 5人                    | 若干名            |
| 貸与月額 | 30,000円               | 20,000円        |
| 貸与期間 | 平成21年から在学する学校の正規の修業期間 |                |

### 3 募集期間

4月24日(金)まで

### 4 申請手続き

- 申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。
- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
  - (2) 奨学金貸与申請者推薦調書（様式第2号）
  - ※**A**の新入生については、卒業した高等学校長からのもの
  - ※**B**の新入生については、卒業した中学校長からのもの
  - (3) 在学証明書（募集期間内に提出してください。）
  - (4) 住民票（申請者家族全員について記載されているもの）
  - (5) 所得証明書（主たる家計維持者）※平成20年源泉徴収票はか平成20年の所得が分かるものを募集期間内に提出してください。（写し可）
- 5 奨学生の選考および決定**  
7月初旬に、教育委員会での選考結果を本人あてに通知
- 6 奨学金の返還**  
奨学金は無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から10年以内に貸与を受けた

## お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さまが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

### 1 援助を受けることができる方

生活保護世帯（要保護）、またはこれに準ずる世帯（準要保護）と教育委員会が認定した世帯

### 2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費（学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る）・給食費などで教育委員会が定めた金額（国の基準に準ずる）

### 3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助

費申請書及び収入申告書に記入・押印し、前年中の収入の分かる証明書などを添付の上、在学の学校へ提出してください。

### 4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※申請されると、家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問しますので、ご協力願います。

- 総額を返還していただきます。
- B** 卒業した日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。
- (2) 返還猶予
- ア 上級の学校へ入学したとき
- イ 病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき
- (3) 返還免除
- 貸与を受けた方が死亡したと

- きは、奨学金の全部または一部返還を免除することがあります。
- (4) その他
- ・奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
  - ・本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

**問** 谷和原庁舎学校教育課 ☎ 58-2111（内線8204・8205）

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課にも同様の制度があります。

# 認知症サポーター56人を 認定しました!

昨年12月21日、市立図書館において、つくばみらい市認知症サポーター養成講座が行われました。

講座では、社会福祉法人青州会どんぐり村の認知症介護アドバイザー坂上香奈子氏を講師に招き、認知症とはどのような病気なのかなどを、分かりやすく講義していただき、最後に地域包括支援センターより認知症相談窓口の紹介を行いました。

質疑応答では、認知症を理解しようと、参加者の皆さんが積極的に質問していました。

受講された56人の方に、認知症の方を支援する目印としてオレンジリングを交付し、「市認知症サポーター」として認定しました。

受講後のアンケートでは、「数多くの人々にオレンジリングの輪を広げたい」「周囲により関心をもちたい」「男性の参加が多く驚いた」などの感想が寄せられました。

参加者を地域別にみると、小張・板橋・東地区19人、豊・谷井田・三島地区21人、谷和



熱心に聞き入る参加者の皆さん

原地区13人、市外3人で、60代の参加者が最も多く全体の約半数を占めていました。

認知症の方とその家族を支え、やさしさとやすらぎにあふれるまちを、地域の皆さんと一緒につくっていくために、21年度も引き続き認知症サポーター養成講座を行い、より多くの認知症サポーターを養成していく予定ですので、ぜひご参加ください。



市長を交え地区ごとの記念撮影

1月11日、市総合運動公園体育館で、「つくばみらい市成人式」が開催されました。

今年の新成人は、昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれの440人。うち315人が成人式に参加しました。

式は、新成人の有志で組織された成人式実行委員会によって、厳粛に執り行われました。

飯島市長からは、「まちづくりに積極的に参加され、自分たちの住むこの郷土に誇りをもって歩んでいかれることを期待しています。」と式辞が述べられました。

来賓の皆さまからは、たくさんのお祝辞をいただきました。

最後に、新成人を代表して荒井逸伸さんが「将来に向かって大きな希望と夢を抱き、これから待ち受ける多くの課題に立ち向かい、明るい未来をつくりあげていく原動力になりたい。」と、『誓いの言葉』を力強く述べられました。

式終了後は、記念撮影が行われ、新成人の皆さんは、久しぶりに再会した友人や恩師と懐かしい思い出に話が弾み、終始笑顔がこぼれていました。

## 成人おめでとう!! 440人が大人の仲間入り

### 市補助金等審議会から答申

1月21日、市長の諮問を受け、市が各団体に交付する補助金のあり方や補助額、補助率について、適正で効果的な財政運営を推進するため審議を行う「つくばみらい市補助金等審議会」(会長・岩佐勝廣氏)より、飯島市長へ答申が行われました。

審議会は、市内の識見者3人と議会から3人、市職員3人の計9人で構成され、各団体から提出された補助金要望書を個別に審査し、慎重な審議が行われ、その結果が答申されたものです。



答申書を飯島市長に手渡す岩佐会長(右)

## 家族経営協定調印式に 7組の家族が参加しました

1月22日、市伊奈庁舎で家族経営協定調印式が行われました。

家族経営協定とは、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなで話し合いながら取り決める家族のルールです。

協定書には、参加した家族ごとの就労条件や、経営管理の充実、収益分配などが明記されており、今後の農業経営のさらなる発展に寄与するものと期待されています。

この日、市長、茨城県つくば地域農業改良普及センター長が見守る中、7組の家族が協定書



協定調印した7家族の皆さん

## 緊急雇用対策の一環として 市臨時職員を募集します

に調印を行いました。

### ◎募集職種Ⅱ一般事務

▼勤務内容Ⅱ書類受付および

データ入力

▼募集人員Ⅱ5人程度

▼応募資格Ⅱ市内に住所を有する方（ただし、企業の業績悪化などに伴い、解雇や雇用期間満了等で失職し、雇用保険の失業給付を受けていない方を優先）

▼勤務時間Ⅱ午前8時30分～午後5時15分まで

▼雇用期間Ⅱ3月23日～6月30日

▼勤務場所Ⅱ伊奈庁舎、谷和原庁舎に振分け

※時給Ⅱ840円

※通勤手当別途支給

▼申込期間 2月19日（木）～27日（金）

▼面接試験Ⅱ申込受付終了後、後日連絡します。

■**申請** 伊奈庁舎人事課

☎58・21111（内線1221・1222）

## 広報つくばみらいに 有料広告を掲載しませんか！

市では新たな財源の確保と地域経済の活性化を図るため、広報つくばみらいへの有料掲載広告の募集をしています。

広報紙に広告を掲載することにより、市内全域に効率的に周知され、宣伝効果が期待できます。会社や個人商店、イベントなどのPRにご利用ください。

### ■申し込み資格

市内に住所または事業所、もしくは店舗を有する方

### ■募集広告数

・平成21年4月～9月の各発行号  
・半枠指定換算で最大6枠

（広報紙は原則毎月第3木曜日発行）

### ■申込受付期間

2月19日（木）～3月16日（月）  
午前9時～午後5時

（土・日曜日を除く）

### ■申し込み方法

申し込みに必要な事項を記入し、原稿を添えて、伊奈庁舎秘書広聴課へ直接お申し込みください。

※申込書は伊奈庁舎秘書広聴課にあります。また市ホームページからもダウンロードできます。そのほか詳しいことは市ホームページをご覧ください。

■**問** 伊奈庁舎秘書広聴課

☎58・21111（内線1202）

| ●掲載位置                          | ●規 格                                                | ●広 告 料                       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 市が指定するページの最下段<br>半枠指定換算で最大6枠／月 | 半枠 縦4.5mm×横 8.9mm<br>全枠 縦4.5mm×横18.2mm<br>※色はブラック1色 | 半枠 10,000円/月<br>全枠 20,000円/月 |

有料広告掲載欄  
(半 枠)

有料広告掲載欄  
(半 枠)

国民年金保険料を納めるのが困難な方へ

# 未納のままにせず 申請を

収入が少なく国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、平成20年度分（平成20年7月～平成21年6月）の「保険料免除」および「若年者納付猶予」（30歳未満の方の保険料猶予）の申請を受け付けています。

年度内に申請をして、免除基準に該当となり承認されると、7月までさかのぼって免除されます。ただし、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することになった場合、さかのぼった期間は受給に必要な期間に計算されませんので、早めに申請しましょう。

## 保険料免除

### ●免除の種類

免除の種類は、「全額免除」と3種類の「一部納付制度」があり、一カ月あたりの納付額は下表のとおりです。

「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納期間と同じ扱いとなりますので、納付をお忘れにならないようご注意ください。

### ●免除対象となる所得基準

本人・配偶者・世帯主の前年所得が、次の金額以下の場合、免除の対象となります。

### ・全額免除

57万円＋扶養親族人数×35万円  
・4分の1納付

### 【免除の種類】

|         | (納付額/月) |
|---------|---------|
| ・全額免除   | 0円      |
| ・4分の1納付 | 3,600円  |
| ・半額納付   | 7,210円  |
| ・4分の3納付 | 10,810円 |

※免除がない場合の納付額は、14,410円です。

78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

### ・半額納付

118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

### ・4分の3納付

158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など

### ●免除期間中の年金の計算

免除を受けた期間の老齢基礎

年金は、保険料を全額納めた場合と比べて、次のように計算されます。

- ・全額免除 6分の2
- ・4分の1納付 6分の3
- ・半額納付 6分の4
- ・4分の3納付 6分の5

## 若年者納付猶予

若年者納付猶予（30歳未満の方の保険料の猶予）は、本人と配偶者の前年所得が次の金額以下の場合、納付が猶予されます。

### ・納付猶予となる所得基準

57万円＋扶養親族人数×35万円

※注1 年度途中で30歳に到達する場合は、到達する月の前月まで（1日生まれの場合は、前々月まで）が猶予されます。

※注2 猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

## 保険料の追納

免除された保険料は、10年以内に納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降

に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

## 申請は

## 毎年度必要

免除申請は、原則として毎年度必要です。ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」

または「若年者納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望される場合は、あらかじめ

じめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査を行います。※承認の区分が変更されたときや、所得の確認ができない場合は改めて申請が必要です。

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課  
☎58-2111  
(内線1180～1187)

### ●申請に必要なもの●

(「保険料免除」「若年者納付猶予」共通)

#### ◆年金手帳

- ・平成20年1月1日以降に市へ転入してきた方は「平成20年度課税証明書(※)」
- ・平成19年度以降に失業したことを理由とする場合は「雇用保険」「雇用保険被保険者離職票」などの写し

※ご本人の課税証明書とあわせて、世帯主および配偶者の方の課税証明書が必要です。

#### ◆認印

## 年金相談のお知らせ

## 「ねんきん特別便」について

社会保険労務士が相談に応じます。ぜひご利用ください。

### ●相談予定日および会場

3月17日(火) 谷和原庁舎2階第3会議室

### ●相談時間 午前9時～午後4時

### ●定員 18人(要予約)

### ●申込方法 住所、氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、電話番号を国保年金課までお知らせください。

### <申し込み・問い合わせ先>

伊奈庁舎国保年金課 ☎58-2111 (内線1183)

発表!!

市立図書館

# 人気BOOKランキング'08

昨年、図書館ではどんな本に人気が集まったのか、ランキング形式で発表します。

図書館に来て「どの本を読んだらいいかわからないな…」などと悩んだときには、このランキングを参考に本を手にとってみてはいかがでしょうか。

## ●大人の本 貸し出しベスト10

| 順位 | タイトル        | 著者         |
|----|-------------|------------|
| 1  | 容疑者Xの献身     | 東野 圭吾      |
| 2  | ホームレス中学生    | 田村 裕       |
| 3  | 嘘をもうひとつだけ   | 東野 圭吾      |
| 4  | 片想い         | 東野 圭吾      |
| 5  | レイクサイド      | 東野 圭吾      |
| 6  | さまよう刃       | 東野 圭吾      |
| 6  | 楽園(上)       | 宮部 みゆき     |
|    | 悪魔の種子       | 内田 康夫      |
|    | そうだったのか! 中国 | 池上 彰       |
|    | 楽園(下)       | 宮部 みゆき     |
| 8  | るるぶ茨城'07    | JTBパブリッシング |

## ●大人の本 予約ベスト10

| 順位 | タイトル     | 著者     |
|----|----------|--------|
| 1  | 流星の絆     | 東野 圭吾  |
| 2  | ホームレス中学生 | 田村 裕   |
|    | ガリレオの苦悩  | 東野 圭吾  |
|    | 聖女の救済    | 東野 圭吾  |
| 3  | 夢をかなえるゾウ | 水野 敬也  |
| 6  | ダイイング・アイ | 東野 圭吾  |
|    | 陰日向に咲く   | 劇団 ひとり |
| 7  | 時が滲む朝    | 楊 逸    |
|    | 親の品格     | 坂東 真理子 |
| 9  | 私の男      | 桜庭 一樹  |

◎そのほか、『居眠り般若江戸双紙』シリーズ(佐伯泰英/著)、『いかだ満月』(山本一力/著)などの時代小説に人気が集まりました。

## 図書館まめ知識

### 過去3カ月の貸し出し ランキングを知る方法

館内にある「資料検索機」を使って、過去3カ月の貸し出しが多かった作品を探することができます。

また、ご自宅などでも図書館のホームページから探すことができます。

どうぞご利用ください!

## ●子どもの本 ベスト10

| 順位 | タイトル               | 著者          |
|----|--------------------|-------------|
| 1  | かいけつゾロリぜったいぜつめい    | 原 ゆたか/作・絵   |
| 2  | かいけつゾロリきょうふの宝さがし   | 原 ゆたか/作・絵   |
|    | かいけつゾロリのきょうふのカーレース | 原 ゆたか/作・絵   |
|    | かいけつゾロリのきょうふの大ジャンプ | 原 ゆたか/作・絵   |
| 3  | かいけつゾロリのじごくりょうこ    | 原 ゆたか/作・絵   |
|    | かおかおどんなかお          | 柳原 良平/作・絵   |
|    | しろくまちゃんのほっとけーき     | わかやま けん/絵   |
|    | ハリーポッターと謎のプリンス(上)  | J.K.ローリング/作 |
| 9  | かいけつゾロリの大金もち       | 原 ゆたか/作・絵   |
| 10 | こぐまちゃんのどろあそび       | わかやま けん/絵   |

## //////////////// すべてそろっています! 「2009年本屋大賞」ノミネート10作品 //////////////////

「本屋大賞」とは、過去一年間に刊行された日本のオリジナル小説から、全国の新刊書の書店で働く書店員が投票して選びます。2009年本屋大賞にノミネートされた作品は、図書館にすべてそろっています。どの作品が大賞を獲得するか、予想してみても?

### 【ノミネート作品】

『悼む人』天道荒太/著、『告白』湊かなえ/著、『出星前夜』飯嶋和一/著、『ジョーカー・ゲーム』柳広司/著、『新世界より(上下)』貴志祐介/著、『テンペスト(上下)』池上永一/著、『のぼうの城』和田竜/著、『ボックス!』百田尚樹/著、『モダンタイムス』伊坂幸太郎/著、『流星の絆』東野圭吾/著

図書館URL: <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/library/> 「新聞記事に見るつくばみらい市&TX」他 図書館E-mail: library01@city.tsukubamirai.lg.jp

図書館だより

### 図書館休館日

3月 2日(月) 9日(月)  
16日(月) 20日(金)  
23日(月) 30日(月)  
31日(火)

### 読み聞かせ会(虹の会)

3月14日(土)  
午後2時  
3歳ぐらいから

### おはなし会

3月28日(土)  
午後2時  
3歳~7歳ぐらい

### 開館時間

午前10時~午後6時

### 図書館へのお問い合わせ

みなとのしょかん  
☎ 58-3710



# 市内の出来事

## 米づくりの達人たち

うまい米づくりコンクールで表彰

12月16日、つくば市のホテルグランド東雲において、つくば地区うまい米づくりコンクールの表彰式が行われ、当市から次の方々が受賞されました。

●高品質米部門、塚越利雄さん（つくばみらい市長賞）

●安全安心米部門、井土正義さん（つくば農業改良推進協議会長賞）

●青年農業者部門、高野智光さん（全国農業協同組合連合会茨城県本部長賞）

これは、高品質米生産基本技術により生産された米において、おいしさの指標となる玄米粗タンパク含量・食味値・千粒重について、特に優秀な成績を収めた生産者に贈られる賞です。

3人の達人には、これからもうまい米づくりとともに、地域リーダーとしての活躍が期待されます。



高野 智光さん



井土 正義さん



塚越 利雄さん

## 書道で県知事賞準特選

下水道促進週間コンクール

1月22日、茨城県庁において、県主催「平成20年度茨城県下水道促進週間コンクール」表彰式が行われ、伊奈中学校3年生の石引宏佳さんが書道部門で見事に知事賞準特選を受賞しました。

このコンクールは、下水道をテーマとした作品を募集することにより、下水道に対する理解を深め、その普及と十分な活用を促進するために実施しているもので、昨年9月6・7日に市の小絹水処理センターで開催した「下

水道の日普及促進展'08下水道いろいろコンクール」で、市内の小中学校の児童・生徒たちから募集し、展示した作品の中から優れた作品を応募したところ、約4万点を超える応募の中から選ばれたものです。

おめでとうございます。



県知事賞準特選を受賞した  
石引宏佳さんとその書道作品



話題を提供してください！

伊奈庁舎秘書広聴課 ☎ 58-2111（内線1203）

※掲載スペースや締め切りの都合上、投稿いただいた情報が必ずしも掲載できるとは限りませんので、ご了承ください。

## きれいにしてくれてありがとうございます

～伊奈養護学校の皆さんが校外奉仕作業～

1月16日、伊奈養護学校高等部作業学習班の生徒11人が、校外奉仕作業として伊奈保健センター周辺の草取りや枝切りなどを行いました。

作業活動を校外に広げることによって多くの人との関わりを持つことができ、生徒たちにとって貴重な体験となります。また、皆さんの熱心な作業のおかげで大変きれいになりました。ありがとうございました。



皆さんのおかげで、きれいになりました

## みぎ・ひだりをよくくみて

～幼児交通安全教室を開催～

1月13日から22日のうちの6日間、交通安全母の会・伊奈支部の方々が、伊奈地区の各幼稚園・保育所において、幼児を対象にした「幼児交通安全教室」を開催しました。

当日は、ケンちゃん人形を使った腹話術や母の会による寸劇を見たり、「崖の上のポニョ」の曲に合わせてお遊戯をしながら、信号の色の意味などの交通ルールを守る大切さを幼児たちに教えていました。



手をあげて道路をわたしましょう

## 各種スポーツ大会結果

市内外で行われた各種スポーツ大会で、市民および市内団体の活動した結果をお知らせします。



ソフトバレーボールに出場の皆さん

### ◆ソフトバレーボール 県メンズ・レディース大会

期日 1月18日

|    |         |             |
|----|---------|-------------|
| 結果 | 【メンズの部】 | 【レディースの部】   |
|    | 優勝 TMC  | 優勝 TMCさくら   |
|    |         | 準優勝 TMCなのはな |



優勝したつくばみらい市Bの皆さん

### ◆平成20年度市ファイナル・フープ

期日 1月24日

結果【男子の部】  
優勝 つくばみらい市B

## お知らせ

— Information —

問・・・問い合わせ先

申・・・申し込み先

### 市嘱託職員

### 募集します

- ◎募集職種Ⅱ調理員
- ▼勤務内容Ⅱ給食調理作業および食器具類の洗浄など
- ▼募集人員Ⅱ若干名
- ▼応募資格Ⅱ健康で作業ができる方
- ▼勤務時間Ⅱ午前8時～午後5時の内6時間以内
- ▼雇用期間Ⅱ4月1日～平成22年3月31日（更新可）

▼勤務場所Ⅱ伊奈給食センター

または谷和原給食センター

▼時給Ⅱ890円 ※通勤手当別途支給

▼申込期間Ⅱ2月19日（木）～3月6日（金）

▼面接試験Ⅱ申込受付終了後、後日連絡します。

【申問】伊奈給食センター

☎58・5701

【申問】谷和原給食センター

☎52・2338

### 日本赤十字社奉仕団員

日本赤十字社赤十字奉仕団とは、その諸活動を手助けする人々が集まって結成されるボランティア団体の組織です。主な活動内容は、祭りなどで赤十字活動を住民の方に周知していただくこと、研修に参加することによって赤十字の理解を深め、また非常食炊き出し方法、救急法（三角巾包帯法）等を学んでいただくことや、災害救護活動（災害時の救援物資の輸送・配分、被災者等への炊き出し、応急救護の支援等）です。

随時募集していますので、皆さまのご協力、心よりお待ちしております。

▼応募資格Ⅱ65歳未満の方（平成21年4月1日現在）

【申問】伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111（内線1152）

### 農地・水・環境保全

#### 向上対策事業

この事業は、農林水産省の補助事業で、土地改良事業により造られた施設の良い保全と環境の向上を図るための事業です。

農業者だけでなく地域住民などが参加して活動組織をつくり、農業施設の長寿命化や農村環境の質的向上を図るための点検・計画や啓発・実践活動に対して補助金が支給されます。

▼募集区域Ⅱ土地改良を実施した集落または土地改良区域など（ただし、生産調整達成集落に限る）

▼事業期間Ⅱ5年間

（ただし、平成21年度採択の補助は、3年間となります）

▼補助額Ⅱ（水田）10アールあたり4400円、（陸田）10アールあたり2800円

▼申込期限Ⅱ3月19日（木）

【申問】谷和原庁舎農政課  
☎58・2111（内線8152・8153）

### 家庭菜園してみませんか

園芸に興味のある方を対象に、家庭菜園の申し込みを受け付けます。

▼募集区画Ⅱ若干数

▼菜園場所Ⅱ板橋・弥柳・谷井田

▼利用条件Ⅱ市内在住の方

▼入園料Ⅱ年間5000円

▼耕作面積Ⅱ1区画50㎡

※1世帯3区画まで利用可

▼利用期間Ⅱ4月1日（水）～平成22年3月31日（木）

▼申し込み開始日Ⅱ3月16日（月）午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

※先着順となりますのでご了承ください。

▼申し込み方法Ⅱ直接谷和原庁舎農政課の窓口にお越しください。

※伊奈庁舎では受け付けできません。

【申問】市家庭菜園設置組合（谷和原庁舎農政課内）

☎58・2111（内線8154）

### 農園耕作してみませんか

取手市農業ふれあい公園にある貸し農園の耕作者を募集します。

▼募集区画Ⅱ3区画

▼菜園場所Ⅱ取手市市之代570

▼利用条件Ⅱ取手市・守谷市・つくばみらい市に在住する農業者以外の住民

▼入園料Ⅱ年間6000円

（水道・農機具・休憩施設・駐車場あり）

※農園利用者は休憩施設使用料が免除になります。

▼耕作面積Ⅱ1区画20㎡

※1世帯1区画まで利用可

▼利用期間Ⅱ4月1日(水)～平成22年3月31日(水)(更新可)

▼申込期限Ⅱ3月2日(月)

※応募者多数の場合は抽選を行います。

▼申し込み方法Ⅱ電話申し込み(取手市役所までお電話ください。・ファックス・メール・はがき(住所・氏名・電話番号記入のうえ)

▼募集結果Ⅱ取手市より応募者全員に郵送で通知

▼申請取手市役所まちづくり振興部農政課農政係  
☎0297・74・2141  
(内線2181・2182)  
FAX 0297・82・6450  
Eメール mousecity.tokai@ibarak.jp

## 求めています 自衛官

◎予備自衛官補(一般・技能)

▼受験資格Ⅱ一般・18歳以上34歳未満の者、技能・18歳以上で保有する技能に応じて53歳から55歳未満の者(ともに平成21年7月1日現在)

▼受付期限Ⅱ4月13日(月)まで

▼試験期日Ⅱ4月18日(土)～20日(月)のいずれか1日を指定

▼試験場所Ⅱ別途各人に通知

◎自衛隊幹部候補生(一般・技能)

▼受験資格Ⅱ①22歳以上26歳未満の者②20歳以上22歳未満で、大学を卒業(見込み含む)した者または外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当と認められる者③修士学位を受けた28歳未満の者(いずれも平成22年4月1日現在)

▼受付期限Ⅱ4月1日(水)～5月12日(火)

▼試験期日Ⅱ1次・5月16日(土)、17日(日)(17日は飛行要員のみのみ)、2次・6月16日(火)～18日(水)の指定する日

▼試験場所Ⅱ別途各人に通知

▼申請 自衛隊茨城地方協力本部龍ヶ崎地域事務所  
☎0297・64・3351

## 普通救命講習会

大切な命を救うため、ぜひこの機会に受講してみたいかでしょうか。

なお、平成19年度から心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)救命手当の内容が一部改正となりました。以前受講された方も、振るって参加ください。

※救命講習会は、受講者3人以上で随時開催しますので、日程についてはご相談ください。  
▼開催日Ⅱ3月8日(日)

▼講習時間Ⅱ午前9時～正午(受付・8時45分)

▼場所Ⅱ伊奈公民館和室

▼定員Ⅱ先着20人(中学生以上)

▼受講内容Ⅱ心肺蘇生法・AEDによる救命方法等

▼受講料Ⅱ無料

▼申し込み開始日Ⅱ2月19日(木)(定員になり次第締切り)

▼申し込み方法Ⅱつくばみらい消防署窓口または電話でお申し込みください。

▼その他Ⅱ軽い運動ができる服装での参加をお願いします。

▼申請つくばみらい消防署防係  
☎58・0111

## 電気通信サービスモニター

電話、インターネット等の電  
話通信サービスに関心のある20歳以上の方で、アンケート調査(年2回・全員)・会議出席(年1回・別途)が可能の方(謝礼有)期間は6月1日(月)から10月1日(月)、募集期間は4月3日まで。

▼申請 関東総合通信局電気通信事業課  
☎03・6238・1698

## ご利用ください

## 特設人権無料相談所

家庭内の問題、いじめ、セク

ハラ、近隣関係、相続など、心配ごとや困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

プライバシーは厳守されます。

▼日時Ⅱ3月3日(火)午前10時～午後3時

▼会場Ⅱ谷和原保健福祉センター

▼料金Ⅱ無料

▼相談員Ⅱ人権擁護委員・法務局担当官

▼問 伊奈庁舎社会福祉課  
☎58・2111(内線1153・1154)

## 乾燥汚泥肥料を配布します

農業集落排水(農村下水道)処理場の汚泥を、約700度の熱風で乾燥させた顆粒状の乾燥汚泥肥料を、無料で配布しています。

家庭菜園や花壇などの肥料にお使いください。

▼内容量Ⅱ1袋約10kg入り



【主要な成分の含有量】  
窒素 約4.5～6.1%  
リン酸 約5.5～6.7%  
加里 約0.5%未満

## 有料広告掲載募集中!!

「広報つくばみらい」に広告を出して、お店や会社をPRしませんか!

お問い合わせは、伊奈庁舎秘書広聴課へ  
☎58-2111(内線1201～1203)

広報つくばみらい

▼対象者＝原則市内在住の方で、小絹水処理センターに取りに来られる方

▼限度数＝1世帯5袋まで

▼申込方法＝下水道課まで、電話でお申し込みください。

※定期的に生産しています、在庫に限りがありますので、在庫がなかった場合は予約を受け付け、入荷後に連絡します。

※再度希望される場合は、肥料を受け取った日から1カ月以上経過してからお申し込み願います。

**申請 下水道課**

(小絹水処理センター内)  
☎ 52・3939

**いばらき就職支援センター**

(ジョブカフェいばらき)

県では、就職を目指している方に、きめ細かな就職支援サービスを行う「いばらき就職支援センター(ジョブカフェいばらき)」を開設しています。  
専門家によるアドバイスや就職に役立つ情報を多く取りそろえ、それぞれの個性や希望を大切にしながら、皆さんの就職活動を支援します。

▼サービス内容＝職業紹介、就職相談、内職相談、職業適職診断、キャリアカウンセリング

グ(就職に関する悩みの相談等)※就活スキルアップセミナーは、2月26日(木)、3月17日(火)、26日(木)に開催されます。

※事業主の方には、求人も受け付けます。

▼相談時間＝平日  
午前9時～正午、午後1時～4時

**問 いばらき就職支援センター**  
県南地区センター

☎ 029・825・3410

(就職相談・職業紹介・内職紹介)  
☎ 029・825・2822

(キャリアアカウンセリング・適職診断・就活スキルアップセミナー)

**お知らせします**

**農業委員会各種申請**

3月の各種申請の受付期間は次のとおりです。

▼受付期間＝3月10日(火)～13日(金)

**申請 谷和原庁舎農業委員会事務局**  
☎ 58・2111 (内線8120・8122)

**家電リサイクル対象商品の追加**

現在、家電リサイクルの対象となっている商品は、「エアコン」「ブラウン管テレビ」「冷蔵庫

庫」「洗濯機」の4品目ですが、4月1日から次のとおり対象商品が追加されます。

4月以降は、ごみとしては出せませんのでご注意ください。

◎追加対象商品

▼衣類乾燥機

▼薄型テレビ(液晶・プラズマ式)HDD・DVD内蔵薄型テレビや付属品リモコン・スピーカー、ディスプレイモニター(チューナー付き)も含む。

・対象とならない例  
携帯可能な液晶テレビ(車載用含む)、電源として一次電池または蓄電池を使用するもの、テレビ受信機能能付き携帯電話・カーナビ・PDA

**問 谷和原庁舎生活環境課**

☎ 58・2111

(内線8135・8138)

**恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の方へ特別慰労品を贈呈**

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者および引揚者のご本人に対して、特別慰労品を贈呈しています(ご遺族の方は対象外)。  
なお、引揚者の方については、終戦日まで引き続き1年以上外地で生活し、戦後引き揚げてきた家族全員が対象となります。

▼請求方法＝請求書などの関係書類を平和祈念事業特別基金へ直接送付してください。(様式は、社会福祉課にあります)

▼請求期限＝3月31日(火)

**問 独立行政法人平和祈念事業特別基金**

☎ 0120・234・933

**特定最低賃金が改定**

茨城県の特定最低賃金(従来の産業別最低賃金)が次の①④のとおり改定されました。

①鉄鋼業＝782円、②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業(従来の一般機械器具製造業)＝769円、③計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品製造業(従来の電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具製造業)＝762円、④各種商品小売業＝734円。(平成20年12月31日発効)

**問 茨城労働局労働基準部員室**

☎ 029・224・6216

URL <http://www.labouroudoukyoku.go.jp>

※最寄りの労働基準監督署でもお問い合わせいただけます。

**障がいのある方に対するNHK受信料免除基準**

障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除申請は随時受け付けています。

左記基準表を確認していただき、申請が済んでいない方は手続きを行ってください。

▼申請場所＝社会福祉課  
▼必要書類＝障がい者手帳、印鑑

【基準表】

|       | 全額免除<br>(障がいのある方が世帯にいる場合) | 半額免除<br>(障がいのある方が世帯主の場合)               |
|-------|---------------------------|----------------------------------------|
| 身体障がい | 同一世帯全員が<br>住民税非課税         | ・視覚または聴覚に障がいのある方<br>・重度(1級・2級)の障がいのある方 |
| 知的障がい |                           | ・重度(A・A)の障がいがある方                       |
| 精神障がい |                           | ・重度(1級)の障がいがある方                        |

**申請 伊奈庁舎社会福祉課**

☎ 58・2111

(内線1153・1154)

## 県の出先機関が再編されます

市町村合併の進展や、高速道路網・情報通信手段の整備状況などの社会の変化に対応して、地方総合事務所などの県の出先機関を再編します。

それぞれの事務所の所在地や担当窓口・連絡先・担当業務などの詳細は、3月ごろに茨城県広報紙などでお知らせします。

### 【つくばみらい市の場合】

▼県民相談、建築確認など＝県南県民センター

▼生活保護、母子寡婦自立支援など＝県南県民センター

▼農林業の振興、農地転用許可など＝県南農林事務所（営農相談など・つくば地域農業改良普及センター）

▼県税の収納、納税証明など＝土浦県税事務所

▼工事の入札・執行、占用許可など＝土浦土木事務所

問 茨城県総務部人事課  
☎ 029・301・2267

## 春季全国火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)は春季全国火災予防運動期間です。

『火のしまつ 君がしなくて誰がする』と全国統一標語を定め火災予防運動を実施します。

▼住宅防火いのちを守る7つの

ポイント―3つの習慣・4つの対策―

### 【3つの習慣】

- ①寝たばこはやめよう。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた場所で使いましょう。
- ③ガスコンロなどから離れるときは、必ず火を消しましょう。

### 【4つの対策】

- ①住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ②寝具や衣類からの火災を防ぐために、燃えにくい製品（防炎品）を使いましょう。
- ③火災を小さいうちに消すために、消火器等を用意しましょう。
- ④お年寄りや身体の不自由な人たちを守るために、近隣の協力体制をつくりましょう。

問 つくばみらい消防署  
☎ 58・0111

## 住宅用火災警報器の設置

住宅用火災警報器の設置は済んでいますか？

消防法および市町村条例により、新築住宅にはすでに設置されているなくてはならず、既存住宅についても本年5月末日までに設置しなければなりません。

### ●主な設置場所

- ①寝室の天井または壁
- ②寝室がある階の階段踊場の天井または壁

③前記以外の階のうち、7m以上の居室が5室以上ある階の廊下などの天井または壁

### ●設置上の主な注意点

- ①天井に取り付けるときは、壁や梁などから60cm以上離す
- ②壁に取り付けるときは、天井から下方15～50cm以内の位置に設ける
- ③エアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離す。

※不適正な価格・無理強い販売などの悪質な訪問販売に注意してください。

問 つくばみらい消防署  
☎ 58・0111

## パソコンウイルス流行中

近年、パソコンの悪用を目的に作られた「ボット」と呼ばれるウイルスがインターネット上にまん延しています。

このウイルスに感染すると、パソコン内の情報や入力したID、パスワード、クレジットカード番号などを盗み出され、不正に利用されるなどの深刻な被害をもたらします。

ボットウイルスに感染しても「パソコンの動作が遅くなった」「急に動作しなくなる可能性がある」などの程度で、ほとんどの方は気づきません。

感染している可能性がありますので、以下のサイトで感染していないかのチェックと、感染しないための対策をしましょう。

▼ボットウイルスの駆除・対策手順

(サイバークリーンセンター)

URL <http://bot.ccc.go.jp/>

▼感染しないためのポイント

- ①Windows Updateを行う
- ②ウイルス対策ソフトを導入する
- ③ブロードバンドルータを使ってインターネット接続をする

## 「地デジ」完全移行に向けて

総務省では、2011年7月の地上デジタルテレビジョン放送への完全移行に向けて、「総務省茨城県テレビ受信者支援センター」を開所しました。

テレビ受信者の方に円滑に地上デジタル放送へ移行していただくよう、デジタル化に関する相談対応や受信実態の調査など、地域実情に応じた「受信者サポート」を行います。

問 総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター (地デジコールセンター)

☎ 0570・07・0101  
平日 午前9時～午後9時  
土日祝日 午前9時～午後6時

## 「地デジ」詐欺にご注意

テレビの地デジ対応やアンテナ交換などを口実にした詐欺が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求にはご注意ください。

例えば、次のような手口の詐欺が発生しています。

●手口その1＝総務省やテレビ局の名前で「地上デジタル放送切り替え助成金」が支給されるので、手数料を支払うよう書かれた手紙を送りつける。

●手口その2＝「テレビ局職員」「地上デジタルテレビ受信対策員」を名乗る者が自宅に来て、受信工事やテレビの調整の代金支払いを求める。

地デジ対応で、総務省やテレビ局、その関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、左記へご相談ください。

問 総務省関東総合通信局放送部放送課

☎ 03・6238・1944

●総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター

☎ 0570・07・0101

●常総警察署

☎ 22・0110

●市消費生活センター

☎ 25・3288

# 保健だより

## 麻疹風しん

予防接種は済んでいますか？

### 最近の流行状況は？

平成20年の発生状況は、全国で約1万1000人の患者が発生し、10代、20代の年齢層で約70%と多く、次いで乳幼児期に多く発生しています。

脳炎や肺炎などで重い後遺症が残ってしまうことがあります。



### 唯一の予防方法「予防接種」を受けましょう

麻疹にかかると重症化し、

麻疹の予防法はただ一つ、「予防接種」です。ただし、乳幼児期の1回だけの予防接種では、麻疹に対する免疫が約10年でなくなり、また麻疹にかかりやすくなってしまういます。

関については、市ホームページ、健康管理予定表をご覧ください。

#### 【定期接種の対象】

免疫を長い期間持続させるには、2度目の予防接種を受けることが大切です。

第1期Ⅱ1歳から2歳未満  
第2期Ⅱ小学校就学前の1年間  
第3期Ⅱ中学校1年生に相当する1年間  
第4期Ⅱ高校3年生に相当する1年間  
※第2期Ⅱ4期の接種期間は、3月末日までですので、早めに接種しましょう。

## 献血のお知らせ

皆様のご協力をお願いします。

◎期日＝3月3日(火)

○午前の部(10時～正午)

場所 市役所谷和原庁舎

○午後の部(1時～3時30分)

場所 ドラッグストアクラモチ谷和原店

本年度から、中学1年生、高校3年生に相当する年齢の方にも、麻疹風しん混合ワクチンの定期接種ができるようになりました(5年間の経過措置あり)。まだ接種を受けていない方は早めに受けましょう。

なお、予防接種の協力医療機関

#### ◆問い合わせ先

健康増進課

(保健福祉センター内)

☎ 25 - 2100

#### 介護予防特定高齢者事業

### 「お口のパトロール隊」出動中!



そこで、市では「介護予防」の一環として、歯科衛生士と一緒に口の中の環境を良好にしています。

この病気を予防するためには、飲み込む力や口の中の環境を整えることが有効とされています。

高年齢になると、誤嚥性肺炎で亡くなる方が増加します。この肺炎は、高齢により飲み込む力が低下したところに、口の中の汚れや細菌などが誤って気管に入り込んで起こります。症状はひどいせきや高熱などはあまりみられず、気づかないうちに発病し、寝たきりの原因や死亡にもなり得る病気です。

保つ方法を見つけるべく「お口のパトロール隊」を実施しています。

●お申し込みいただくとき:  
①介護予防プランの作成  
↓口の環境改善のために無理のない計画をたてます。  
②自宅でお口のチェック!  
↓歯科衛生士がご自宅に訪問し、状態に合わせた口の管理方法や体操を一緒に行います。  
③3～6カ月後に再チェック!!  
↓再度歯科衛生士が訪問し、チェック後の口の状態を確認します。

●対象者Ⅱ平成20年度介護予防スクリーニング検診を受診された方で、口腔に関する問診3項目中、2項目以上該当された方(要支援・要介護認定者を除く)

●申込期限Ⅱ3月10日(火)

#### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎介護福祉課

☎ 58 - 2111

(内線 1172)

## 3月保健カレンダー

|    |   |                                                                                                     |
|----|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2  | 月 | 移動健康相談 午前9時30分～11時30分<br>場所：東橋戸集落センター                                                               |
| 3  | 火 | 健康増進室利用講習会 午前9時～                                                                                    |
| 4  | 水 | ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前11時～                                                                                 |
| 5  | 木 | ミニ教室【チューブ運動】 午前11時～                                                                                 |
| 6  | 金 | ミニ教室【バランスボール】 午前11時～                                                                                |
| 7  | 土 | パパママ教室（予約制） 午前9時～正午<br>場所：谷和原保健福祉センター<br>対象：ご夫婦で参加できる方                                              |
| 10 | 火 | ひよこ広場 午前10時～11時30分<br>場所：谷和原公民館<br>対象：生後1～12カ月の乳児と保護者                                               |
| 11 | 水 | プレママ教室（予約制） A：午前9時30分～正午<br>B：午後1時～4時<br>場所：谷和原保健福祉センター<br>ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前11時～                      |
| 12 | 木 | ミニ教室【チューブ運動】 午前11時～                                                                                 |
| 13 | 金 | ミニ教室【バランスボール】 午前11時～<br>離乳食教室（予約制） 前半：午後1時～2時<br>後半：午後2時30分～3時30分<br>場所：伊奈保健センター                    |
| 14 | 土 | 健康増進室利用講習会 午後1時～                                                                                    |
| 16 | 月 | 2歳児歯科健診 午後1時～2時<br>場所：谷和原保健福祉センター<br>対象：平成19年1・2月出生児                                                |
| 17 | 火 | 育児相談（予約制） 午前10時～11時30分<br>場所：谷和原保健福祉センター<br>3～4ヵ月児健診 午後1時～2時<br>場所：谷和原保健福祉センター<br>対象：平成20年11・12月出生児 |
| 18 | 水 | ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前11時～<br>2歳児歯科健診 午後1時～2時<br>場所：伊奈保健センター<br>対象：平成19年1・2月出生児<br>健康増進室利用講習会 午後6時30分～     |
| 19 | 木 | ミニ教室【チューブ運動】 午前11時～<br>3～4ヵ月児健診 午後1時～2時<br>場所：伊奈保健センター<br>対象：平成20年11・12月出生児                         |
| 20 | 金 | ミニ教室【バランスボール】 午前11時～                                                                                |
| 22 | 日 | 健康増進室利用講習会 午後1時～                                                                                    |

|    |   |                                                  |
|----|---|--------------------------------------------------|
| 24 | 火 | こころの健康相談（予約制）<br>午後1時30分～3時30分<br>場所：谷和原保健福祉センター |
| 25 | 水 | ミニ教室【肩こり・腰痛】 午前11時～                              |
| 26 | 木 | ミニ教室【チューブ運動】 午前11時～                              |
| 27 | 金 | ミニ教室【バランスボール】 午前11時～                             |

### ＜健康増進室利用について＞

- 場 所 谷和原保健福祉センター
- 対 象 者 健康増進室利用講習会を受講された方
- 使 用 料 100円（免除制度あり）

#### ※健康増進室利用講習会について

「運動機器の取り扱い方や体力測定」などを行います。  
健康増進室は、この講習会を受講された方のみご利用いただけます。事前の申し込みが必要になります。

講習会に来られる方は、室内運動靴・運動しやすい服装・汗ふきタオルなどをご持参ください。

- 対 象 者 市内在住・在勤・在学者で16歳以上の方
- 定 員 各日とも8人（※予約制）
- 申込方法 谷和原保健福祉センター内健康増進課まで、電話または窓口で直接お申し込みください。  
申し込みは本人、家族のみです。

#### ●申 込 日

2月23日(月)～受付開始  
月～金曜日（土・日・祝日を除く）の  
午前8時30分～午後5時15分

#### ※ミニ教室について

健康増進室利用講習会を受講された方のみ、ミニ教室の予約ができます。（申込方法・申込日は講習会と同じ）  
都合により休講、または変更になる場合があります。

- 定 員 各日とも17人（※予約制）  
※定員になり次第締め切り
  - 参 加 費 100円（免除制度あり）
- ☆詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

#### ★健康増進室の利用時間

- ・火～土曜日：午前9時～午後8時30分
  - ・日 曜 日：午前9時30分～午後7時30分
- ※月曜日は休室になります。

#### ◆申し込み・問い合わせ先

健康増進課  
（谷和原保健福祉センター内）  
☎ 25-2100

## 休日当番病院（3月）

| 日       | 病 院 名     | 所在地 | 連 絡 先        |
|---------|-----------|-----|--------------|
| 3月1日(日) | 水海道さくら病院  | 常総市 | 0297-23-2223 |
| 8日(日)   | 東 取 手 病 院 | 取手市 | 0297-74-3333 |
| 15日(日)  | 総合守谷第一病院  | 守谷市 | 0297-45-5111 |
| 20日(木)  | 取手協同病院    | 取手市 | 0297-74-5551 |
| 22日(日)  | きぬ医師会病院   | 常総市 | 0297-23-1771 |
| 29日(日)  | 宗 仁 会 病 院 | 取手市 | 0297-85-8341 |

## 小児科救急当番病院（3月）

| 日     | 病 院 名    | 所在地 | 連 絡 先        |
|-------|----------|-----|--------------|
| 毎週水曜日 | 総合守谷第一病院 | 守谷市 | 0297-45-5111 |
| 水曜日以外 | 取手協同病院   | 取手市 | 0297-74-5551 |

## くみとり

| 業 者 名                       | 指 定 地 区                                                |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------|
| (株)シイナクリーン<br>0297-58-3566  | 旧谷和原全域<br>小張・豊・谷井田・三島（戸茂・戸崎・根柄を除く）<br>板橋（高岡）・東（東栗山・城中） |
| 関 東 商 事 (株)<br>0298-36-3007 | 板橋（高岡を除く）<br>東（足高）三島（戸茂・戸崎・根柄）                         |

## 日曜日開庁のお知らせ（3月）

|       |        |
|-------|--------|
| 谷和原庁舎 | 1日・15日 |
| 伊奈庁舎  | 8日・22日 |

**開庁時間：午前8時30分から正午まで**

**業務内容：窓口業務の一部（下記のとおり）**

### 【税務関係】

納税証明書、所得証明書、評価証明書、軽自動車車検用納税証明書などの発行  
市税、各種使用料および手数料など（納付書持参の場合のみ）の収納

### 【住民関係】

戸籍謄本・抄本、住民票の写し、身分証明書、印鑑登録および印鑑証明書などの発行

※住民票の異動（転入・転出など）および、外国人の登録・証明書発行などの手続きはできません。

**問い合わせ先：市民窓口課 ☎58-2111**

伊奈庁舎 （内線1111～1115）

谷和原庁舎 （内線8110～8114）

## 市社会福祉協議会心配ごと相談（3月）

3月3日(火) 法律相談（弁）… 保健福祉センター

10日(火) 法律相談（弁）… すこやか福祉館

16日(月) 心配ごと相談 … すこやか福祉館

〃 心配ごと相談 … 保健福祉センター

17日(火) 法律相談（司）… 保健福祉センター

24日(火) 法律相談（弁）… すこやか福祉館

法律相談（弁）（司）

弁護士・司法書士による相談（要予約）午後1時～4時

心配ごと相談

相談員による相談 午後1時～3時

予約・問い合わせ先

(社)つくばみらい市社会福祉協議会（すこやか福祉館内）

☎57-0123

## 行 政 相 談

毎日の暮らしの中で、例えば「道路の案内標識が見えにくい」「郵便ポストが近くにない」など、困っていることはありませんか？ こんなとき、行政相談委員にご相談ください。

日 時 3月19日(木)

午後1時30分～3時30分

場 所 谷和原保健福祉センター 会議室

また、随時相談を受け付けています。

問い合わせ先 行政相談委員

今川和宏さん ☎52-2525 筒戸1749-1

相島 宏さん ☎58-0676 下平柳828-3

## 教 育 相 談

家庭教育や子育てに関すること・不登校・友人関係・受験・カウンセリングなど何でも結構ですのご利用ください。来所相談のほか、電話相談も受け付けています。

### ●伊奈公民館

日 時 毎週水曜日 午前9時～午後5時

☎57-0983（相談室直通）

### ●小絹コミュニティセンター

日 時 毎週火曜日 午前9時～午後5時

☎52-7566（相談室直通）

### ●相談員 羽田 暁 さん（元小絹中学校校長）

## 消 費 生 活 相 談

市消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせを専門の相談員が受け付けています。消費生活についてのトラブルに巻き込まれたり、迷ったりしたときには、お気軽にご相談ください。

日 時 毎週水・金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

場 所 市消費生活センター（谷和原庁舎1階）

☎25-3288（センター直通）

FAX 57-2288

## 水道漏水修理当番（3月）

水道の故障、漏水修理などの場合は、次の市指定給水装置工事店が当番になっていますので、直接ご連絡ください。

| 日  | 曜日 | 伊奈地区      |         | 谷和原地区     |         |
|----|----|-----------|---------|-----------|---------|
|    |    | 工事業者名     | 電話番号    | 工事業者名     | 電話番号    |
| 1  | 日  | (株)山田組    | 58-2351 | 常総土木工業(株) | 52-5357 |
| 2  | 月  | (株)赤塚土木興業 | 58-6213 | 塚本建設工業(株) | 52-3681 |
| 3  | 火  | いなほ工業(株)  | 58-0382 | (株)豊島産業   | 52-3335 |
| 4  | 水  | 松本工業(株)   | 58-2187 | (有)福新設備工業 | 52-5011 |
| 5  | 木  | 成島建設(株)   | 58-1131 | (有)川口商事   | 52-3286 |
| 6  | 金  | (株)山田組    | 58-2351 | (有)片見設備工業 | 52-5804 |
| 7  | 土  | 原信田建設(株)  | 58-0018 | 常陸管工      | 52-5579 |
| 8  | 日  | 原信田建設(株)  | 58-0018 | (株)新みらい   | 34-1088 |
| 9  | 月  | 伊奈工業(株)   | 58-6168 | 谷原建設(株)   | 52-2298 |
| 10 | 火  | (株)赤塚土木興業 | 58-6213 | 谷口設備工業    | 52-2619 |
| 11 | 水  | いなほ工業(株)  | 58-0382 | 常磐興業(株)   | 52-2203 |
| 12 | 木  | 松本工業(株)   | 58-2187 | 常総土木工業(株) | 52-5357 |
| 13 | 金  | 成島建設(株)   | 58-1131 | 塚本建設工業(株) | 52-3681 |
| 14 | 土  | (株)山田組    | 58-2351 | (株)豊島産業   | 52-3335 |
| 15 | 日  | 伊奈工業(株)   | 58-6168 | (有)福新設備工業 | 52-5011 |
| 16 | 月  | 原信田建設(株)  | 58-0018 | (有)川口商事   | 52-3286 |
| 17 | 火  | 伊奈工業(株)   | 58-6168 | (有)片見設備工業 | 52-5804 |
| 18 | 水  | (株)赤塚土木興業 | 58-6213 | 常陸管工      | 52-5579 |
| 19 | 木  | いなほ工業(株)  | 58-0382 | (株)新みらい   | 34-1088 |
| 20 | 金  | 伊奈工業(株)   | 58-6168 | 谷原建設(株)   | 52-4854 |
| 21 | 土  | 松本工業(株)   | 58-2187 | 谷口設備工業    | 52-2619 |
| 22 | 日  | (株)赤塚土木興業 | 58-6213 | 常磐興業(株)   | 52-2203 |
| 23 | 月  | 成島建設(株)   | 58-1131 | 常総土木工業(株) | 52-5357 |
| 24 | 火  | (株)山田組    | 58-2351 | 塚本建設工業(株) | 52-3681 |
| 25 | 水  | 原信田建設(株)  | 58-0018 | (株)豊島産業   | 52-3335 |
| 26 | 木  | 伊奈工業(株)   | 58-6168 | (有)福新設備工業 | 52-5011 |
| 27 | 金  | (株)赤塚土木興業 | 58-6213 | (有)川口商事   | 52-3286 |
| 28 | 土  | いなほ工業(株)  | 58-0382 | (有)片見設備工業 | 52-5804 |
| 29 | 日  | いなほ工業(株)  | 58-0382 | 常陸管工      | 52-5579 |
| 30 | 月  | 松本工業(株)   | 58-2187 | (株)新みらい   | 34-1088 |
| 31 | 火  | 成島建設(株)   | 58-1131 | 谷原建設(株)   | 52-2298 |

## 3月の納税など

|               |       |
|---------------|-------|
| 保 育 料         | 3 月 分 |
| 児 童 ク ラ ブ     | 3 月 分 |
| 水 道 使 用 料     | 1 月 分 |
| 下 水 道 使 用 料   | 1 月 分 |
| 農 集 排 使 用 料   | 1 月 分 |
| コ ミ プ ラ 使 用 料 | 1 月 分 |
| 住 宅 使 用 料     | 3 月 分 |
| 地 代           | 3 月 分 |

☆納期限は3月31日(火)です。

## 火災・救急統計

|       |      |      |
|-------|------|------|
| ●火災   | 1月分  | 21年分 |
| 建 物   | 1件   | 1件   |
| 車 両   | 0件   | 0件   |
| そ の 他 | 0件   | 0件   |
| 計     | 1件   | 1件   |
| ●救急   | 1月分  | 21年分 |
| 交通事故  | 18件  | 18件  |
| 急 病   | 96件  | 96件  |
| そ の 他 | 19件  | 19件  |
| 計     | 133件 | 133件 |

### 【おわびと訂正】

広報つくばみらい1月号火災・救急統計中火災累計件数、救急12月件数にそれぞれ、誤りがありました。おわびして次のとおり訂正します。

### 20年分火災累計

・建物11件・車両3件・その他11件・計25件

### 12月分救急件数

・交通事故13件・急病78件・その他20件  
・計111件

市長1月の動静（1月5日～31日）  
ここでは、市長の月間の主な動静を情報公開します。

- 5日(月) 仕事始め式、庁議
- 7日(水) 補助金等審議会
- 8日(木) 千鳥会、県関係機関等あいさつ回り
- 9日(金) 明日の地域づくりをめざす新春の集い
- 11日(日) 出初め式、成人式
- 13日(火) 霞ヶ浦用水建設推進協議会正副管理者会
- 14日(水) 県農地局長来訪、県租税債権管理機構事務局長来訪
- 15日(木) 市商工会・新春賀詞交歓会
- 16日(金) 新型インフルエンザ研修会
- 18日(日) 三師会合同新年会
- 19日(月) 市高年クラブ研修会
- 20日(火) 県市長会
- 21日(水) 常総広域事務組合管理者会、補助金等審議会答申、利根川水系県南水防事務組合管理者会
- 22日(木) 予算ヒアリング、家族経営協定調印式
- 23日(金) 市町村総合事務組合協議会
- 26日(月) 常総衛生組合管理者会、予算ヒアリング
- 27日(火) 予算ヒアリング
- 28日(水) 予算ヒアリング
- 29日(木) 予算ヒアリング、男女共同参画推進委員会、TX沿線5市首長懇談会
- 30日(金) 予算ヒアリング、取手市外2市火葬場組合管理者会

## ふるさとづくり寄附

皆さまのふるさとへの思いを  
心からお待ちしております

問 伊奈庁舎財政課

☎ 58-21111（内線1233）



市の花  
なのはな



市の木  
さくら



市の鳥  
ひばり

## つくばみらいの

地域活動と聞いて、どんなことをイメージできますか？「町の清掃」、「近所のお年寄りの話し相手」など色々な種類がありますが、その一つに、「ボランティア」があります。市内にも様々な活動をしているグループが多数あり、ボランティア連絡協議会に加入しているグループの皆さんの活動を紹介します。

この協議会は、地域で活動するボランティアグループがお互いに連携し、心のふれあうまちづくりを目指し、充実したボランティア活動の推進を図ることを目的としています。協議会には24グループで、約530人の会員の方が所属しています。

気になる活動があれば、ぜひ一緒にやってみませんか？自分の住む地域が笑顔であふれると、あなたの人生がもっと楽しくなるかもしれませんよ。

お問い合わせは、各グループまたは、ボランティア市民活動センター（市社会福祉協議会谷和原支所）へのご連絡をお待ちしています。

ボランティア市民活動センター

☎25・2101

ボ

ラ

ン

## あじわい

◆設立時期 平成13年4月

◆会員数 21人

◆会の目的 食を味わい地域とのつながりをあじわい、お互いに笑顔で無理をしないで続けよう。

◆活動実績 年3回の食事づくり、各行事参加、グループ交流

【会からのメッセージ】

味・・・味わう・・・

あじわい・・・

市社会福祉協議会の活動計画

に基づいて、会食・配食サービスの調理並びに配達を行っています。他グループと交代で担当するので、年に3回程度の活動です。各自の予定にも組み入れやすくしています。

季節を感じ味わえる献立・食材を基に、利用される方々の食べやすさ・おいしさ・見た目の美しさなどを考慮しながら調理しています。

お弁当が届くのを心待ちにしている方も多く、皆さんの喜んでくださる笑顔と心に感謝し、元気をいただき毎回担当しています。

食を味わい地域のつながりを



会食・給食サービスの調理

あじわい、人と人との心の交流をもあじわっています。

問 ボランティア市民活動センターへ

テ

イ

ア

## たんぽぽ

◆設立時期 平成13年4月

◆会員数 4人

◆会の目的 ボランティアをおとして個々の意識を高める使用済み切手の整理、配食・会食サービスの調理

◆活動実績 および市行事への参加・協力

【会からのメッセージ】

私たちのグループは、全部で4名と少数です。主な活動は、年に10回ぐらい集まり、使用済み切手を整理し、市社会福祉協議会を通じて茨城県社会福祉協議会へ送付してもらいます。

そうして集まった切手は、東京の援助団体に送付され、回収業者を通して換金され、ボランティア基金の財源となっています。皆さまからいただいた切手が、ボランティア活動の助成金の一部となっているのです。

また、切手を整理しながら会員皆で、はつとすることがあります。それはそれは、今まで見たことが無い珍しい切手があるからです。

もう一つの活動としては、お年寄りの方に食事を作ります。



使用済み切手の整理

私たちのグループは、年に3回程度調理していますが、お年寄りの方の笑顔を見るたび、私たちもうれしくなります。

今後とも微力ではありますが、会員一同がんばっていきます。

問 ボランティア市民活動センターへ